

【補足資料】地域協議の省略について

策定した地域計画に変更が生じる場合には、地域協議が必要となります。

ただし、省略可能な内容を地域内で取り決めておけば、地域協議を実施しなくても、変更手続きを進めることができます。

地域の話し合いの結果、地域協議を省略する事項は下記のとおりです。

- ☑ 情勢の変化等により、地域計画の記載を変更する場合。
- ☑ 受け手がない農地で新たに受け手が見つかった場合や、受け手に変更が生じた場合など、目標地図に変更が生じる場合。
- ☑ 公共用地や農業の振興を図るために必要な施設等の用に供するため、農地を転用する場合。
- ☑ 目標地図上の「担い手候補なし」の農地を転用する場合。
- ☑ 目標地図上の「保全管理」の農地を転用する場合。
- ☑ 分家住宅建設のために農地を転用する場合。
- ☑ 太陽光発電設備設置のために農地を転用する場合。

※大規模法人の参入や、メガソーラーが設置される場合など、地域の方向性が大きく変わる場合には地域協議を行う。

※町内全地区（17地区）共通。